

日本学生支援機構（以下「機構」）の奨学金は、大学に入学してから申し込むこともでき、これを「在学採用」と言います。

高校で募集した「予約採用」で不採用になった方が再度「在学採用」に応募することも可能ですが、不採用となった理由が「家計基準」である場合には、今回は全く同じ基準で判定が行われるため、採否の結果が覆ることはありません。

奨学金制度の概要

（奨学金の種別）

日本学生支援機構の奨学金には、「給付奨学金」「第一種奨学金」「第二種奨学金」の3つの種別があります。いずれの種別も「**家計基準**（保護者の年収）」「**成績基準**（本人の成績）」によって採用／不採用が判断されます※ので、応募しても必ず採用されるとは限りません。なお、留年をした学生は応募することができません。

- **給付奨学金** …… 「原則として**返還が不要**」な奨学金です。「もらえる奨学金」だけあって採用・継続の条件が大変厳しくなっています。「高等教育修学支援制度」によって、この給付奨学金に採用された学生は国の「**授業料減免**」もあわせて受給することができます。
- **第一種奨学金** …… 「**利子なしで借りる**」奨学金です。私立大学の場合、毎月借りられる金額の最大値（最高月額）は自宅通学の学生で54,000円、自宅外通学は64,000円となっています。この最高月額が選択できるか否かも「家計基準」によって審査されます。
- **第二種奨学金** …… 「**利子付きで借りる**」奨学金です。3種の奨学金の中で「家計基準」「成績基準」が一番緩やかになっています。自宅／自宅外通学にかかわらず2万～12万円の範囲で借りる月額を自分で選択できます。

※ このほかにも対象者を「日本国籍／永住・定住権を持つ外国人」に限る「国籍基準」などがあります。

（給付・貸与の額）

「給付奨学金」「貸与（第一種・第二種）奨学金」それぞれで利用できる月額は下表のとおりとなっています。**給付奨学金は家計基準によって第Ⅰ～第Ⅲ区分に細分化**され、それぞれに給付月額が設定されています。

給付 貸与	区分・種別	給付・貸与月額		授業料減免※
		自宅通学	自宅外	
給付 奨学金	第Ⅰ区分	38,300 円	75,800 円	満額（最大 70 万/年）
	第Ⅱ区分	25,600 円	50,600 円	満額の 3 分の 2
	第Ⅲ区分	12,800 円	25,300 円	満額の 3 分の 1
貸与 奨学金	第一種*	5.4・4・3 万円	6.4・5・4・3 万円	なし
	第二種	12 万～2 万円（1 万円単位）		

※ 「特別奨学生」等で授業料減免を受けている場合、国の支援額は減免後の授業料の満額、2/3、1/3となります。

新入生の場合は、入学金も満額（¥224,000）、2/3、1/3の減免を受けることができます。

* 第一種奨学金の「自宅／自宅外」それぞれの最高月額は、家計状況により選択できないことがあります。

(家計基準)

奨学金の採否を審査する際の「家計基準」は日本学生支援機構のサイトで公開されていますが、法律に基づく判定基準であるため一般の方がご自分で計算するのはかなり難しくなっています。ご自身で家計基準の目安を得るには、機構のサイトに用意されている「**進学資金シミュレーター**」をご利用ください(<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>)。各設問に答えてゆくと、どの奨学金種別(給付奨学金の場合はどの区分)に該当するかを示してくれます。2021年春の在学採用では、2019年1月～12月の収入で審査されます。

**(成績基準)**

本人の成績による「成績基準」は新入生の場合、「給付」と「第一種」が「高校での評定平均値が3.5以上」などとなっています。ただし、給付奨学金については「3.5以上」を満たさない場合でも本人に学修意欲があるものと認められれば奨学生として採用されることがあります。上級生については「給付」が在学する学部等でGPAが上位1/2以内、「第一種」が在学する学部の上位1/3以内となります。

「第二種」奨学金については、新入生は「入学試験に合格して大学に入学すること」、上級生は「留年していないこと」をもって成績基準を満たしたものとみなしています。

貸与奨学金の申し込み前に検討していただきたいこと

貸与奨学金(第一種/第二種)では「貸与月額」「保証制度」「返還方式(第一種のみ)」「利率の算定方法(第二種のみ)」をご自身で選択することになります。

申し込みでは、受付開始から締め切りまでの日数が限られる中での選択を強いられますので、事前にご検討いただくことをお勧めします。

(貸与月額)

先ほどご説明したとおり、第一種・第二種奨学金は、それぞれいくつかの選択肢の中から自分で貸与月額を選ぶ形になります。**借り過ぎて卒業後の返還に困らぬよう**慎重にご検討の上、貸与月額を選択してください。

(保証制度)

「**連帯保証人**(保護者)」と「**保証人**(別生計・65歳未満・4親等以内の親族)」の両者を自分で選任する「**人的保証制度**」か、貸与月額の5%程度の**保証料**を支払って機構が指定する機関に保証を委託する「**機関保証制度**」のどちらかを選択します。(保証料は毎月の貸与額から「天引き」される形で支払います。)

人的保証制度を選択すると、後日(7月以降)、連帯保証人※・**保証人**両方の「**実印の押印**」と

「**印鑑登録証明書の提出**」が求められることになります。**保証人をお願いする方に 4 年間の貸与総額**（月額×48ヵ月分）を**事前に示した上で、確実な了解を得ておくことが重要**です。

※ 連帯保証人(保護者)については、「実印押印」「印鑑登録証明書」に加えて、「所得を証明する書類」（源泉徴収票・確定申告書の控え・課税証明書など）の提出も必要になります。

（返還方式・第一種のみ）

第一種奨学金では、「**定額返還方式**」と「**所得連動返還方式**」のどちらかを選択することができます。（第二種奨学金は「定額返還」のみ）。「定額返還」が毎月決まった金額を返還する方式であるのに対し、「所得連動」は前年の年収に応じて翌年度の返還月額が増減する方式となっており、卒業後の所得が少ない場合でも破たんする可能性が低いと言えます。

ただし、この**所得連動返還方式**を選択する場合は、「**機関保証制度**」の**選択が必須**の条件となります。

（利率の算定方法・第二種のみ）

有利子の第二種奨学金では、その利率の算定方法として「**固定方式**」と「**見直し方式**」のどちらかを選択できます。住宅ローンの固定金利／変動金利と同様に、「固定方式」は卒業（貸与終了）時に決まる利率が返還終了まで継続する方式、「見直し方式」は5年ごとにその時の経済情勢に応じて利率が見直される方式です。

申し込み手続きの概要

1. **4月10日までに「在学採用 希望者アンケート」**へ回答をします
2. **4月19日から4月30日までに**大学から資料を受け取ります。
3. **5月10日までに**大学へ申込書類等を提出します
4. **5月31日までに**申込情報をJASSOのウェブサイト（スカラネット）に入力します

※これ以降のスケジュールについては4月19日以降に配布される資料にてご案内いたします。

ここまでの手続きがミスなく完了すれば、7月上旬までには奨学生としての採否が判明し、採用された学生には7月9日に初回の奨学金が振り込まれますが、その後も「採用手続き」が8月まで続きます。

在学採用 希望者アンケートはこちらから

